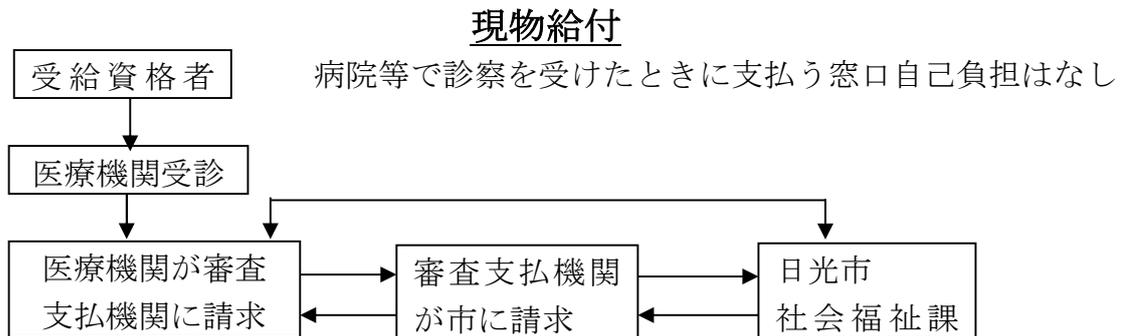


日光市重度心身障がい者医療費の助成対象者の改正について

- 改正内容** 重度心身障がい児のこども医療費助成制度から重度心身障がい者医療費助成制度への移行
重度心身障がい児が中学1年生となる年度の4月1日から、こども医療費助成制度から、重度心身障がい者医療費助成制度へ移行します。
- 移行対象者** 日光市内に住所を有し、4月1日から中学1年生になる、下記のいずれかの項目に該当する児
 - ① 身体障害者手帳の等級が1級2級の方
 - ② 知能指数が35以下の知的障がいの方（療育手帳A1・A2）
 - ③ 身体障害者手帳の等級が3級4級であって、かつ、知能指数が50以下の知的障がい者と判定された方※対象者数 令和2年3月1日現在、33名
- 施行日** 令和2年4月1日から（令和2年4月診療分から）
- 対象医療機関** 栃木県内の医療機関等（医科・歯科・調剤・訪問看護等）
- 公費負担者番号** 重度心身障がい者医療 81090177
- 受給資格者証** 緑色の受給資格者証を3月に対象者へ郵送します。
注) 入院時食事療養費の助成は、こども医療費助成の対象となるため、こども医療費助成の受給資格者証も同時に所持しています。
注) 受給資格証の提示がない場合や、公費番号記載欄に『償還払い』のゴム印が押してある場合、県外の医療機関等を受診した場合は、償還払いとなります。

7 請求の流れ



お問い合わせ先

日光市健康福祉部

生活福祉課障がい福祉係

TEL 21-5174

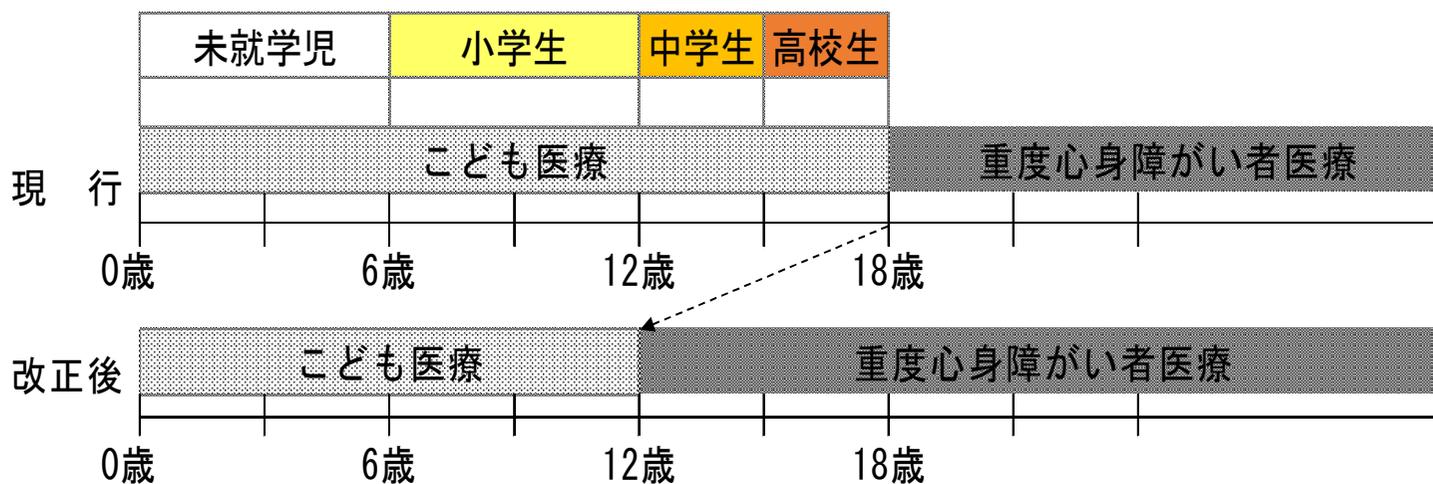
令和2年4月からのこども医療費助成制度から重度心身障がい者医療費助成へ 移行する対象年齢の引き下げについて

1. 改正理由 重度心身障がい者医療費は、年齢にかかわらず補助金対象となり、財政負担を軽減するため。
2. 改正内容 18歳になって最初の4月1日から、中学1年生（満12歳になって最初の4月1日）へ、年齢を引き下げる。

【現行】 高校3年生卒業から → 【改正】 中学1年生から

県内医療機関：現物給付
県外医療機関：償還払い

※入院時食事療養費は、従来どおり、こども医療費助成制度を利用（償還払い）



3. 資格者 重度心身障がい者 12歳以上～（令和2年3月1日現在 33人）
- ①身体障害者手帳－1級又は2級、
 - ②療育手帳－A1（最重度）またはA2（重度）
 - ③身体障害者手帳3級～4級 かつ 療育手帳B1（中度）